

令和 7 年度

社協のしおり

西宮を心のかよった福祉のまちにしましょう



I	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会の概要	
	1. 組織概要	1
	2. 地域福祉推進計画の概要	2
	3. 令和7年度事業計画の概要・予算	3・4
	4. 機構図	5・6
	5. 地区社会福祉協議会（地区社協）組織図	7
	6. 広報活動	8
	7. 善意銀行	8
	8. 社協会員会費制度	8
II	まちづくりをすすめる活動・事業	
	1. 小地域福祉活動	9～12
	2. ボランティア活動の推進	13
	3. 福祉学習の推進	13
	4. 認知症に関する取り組み	14
	5. 障害理解啓発事業「西宮市あいサポート運動」	14
III	くらしを支える相談支援事業	
	1. 障害者総合相談支援センターにしのみや	15
	2. 障害者就労生活支援センター「アイビー」	16
	3. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	16
	4. 生活福祉資金貸付事業	16
IV	活動拠点・運営施設	
	1. 青葉園	17
	2. 地域共生館 ふれぼの	18
	3. 西宮市総合福祉センター	19・20
	4. 留守家庭児童育成センター	21・22
	5. 西波止会館	22
V	関連事業（団体事務局）	
	1. 募金活動	23
	2. 「西宮市ノーマライゼーション推進協議会」の活動推進	23

1 組織概要

- 名 称 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
- 所在地 西宮市染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内
- 設 立 昭和26年（1951）10月4日 （法人認可 昭和28年（1953）7月30日）
- 目 的 西宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とします。
（西宮市社協定款 第1条 目的）
- 組 織 概ね小学校区に35の地区社会福祉協議会・略称「地区社協」を置き、各地域ごとに、住民組織が構成され、小地域福祉活動を推進しています。
事務局は7課体制で、第9次地域福祉推進計画のもと、実質的な活動及び事業の展開を図ります。
（P5～7参照）
- 職員数 250人（内、正規 101人・嘱託 133人・契約 14人・市派遣 2人） 令和7年4月1日現在

社会福祉協議会（社協）ってどんな団体？

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

平成12年に改正された社会福祉法「第10章 地域福祉の推進」の第109条に基づいた「地域福祉の推進を図ることを目的とする」団体で、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

「住民主体」の理念に基づき、地域住民をはじめ、社会福祉関係者や行政・保健・医療・教育など関連分野の参加・協力によって、地域の生活・福祉課題の解決に向けた様々な取り組みをすすめ、“だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現”をめざしています。

社会福祉協議会の機能は、次の7点です。

- ① 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進
- ② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整
- ③ 福祉活動・事業の企画及び実施
- ④ 調査研究・開発
- ⑤ 計画策定、提言・改善運動
- ⑥ 広報・啓発
- ⑦ 福祉活動・事業の支援

（社会福祉協議会 新基本要項から）



2 地域福祉推進計画の概要

1. 計画策定の状況

西宮市社会福祉協議会では昭和60年（1985）から地域福祉推進の道標となるべき地域福祉推進計画（以下、計画という）を、地域住民をはじめ、さまざまな団体、関係機関、企業、NPO法人や市行政等からの意見を踏まえながら策定してきました。

今年度については令和3年9月に策定した第9次計画に基づいた事業を展開していきます。

2. 第9次計画の概要

①期間

令和3（2021）年10月から令和9年度≪6年半≫

②福祉目標

“つながる”“認め合う”“話し合う” あなたと共に創り出す「共生のまち」
～共創による 共生社会の実現へ～

共生社会とは、お互いの人権と個人の尊厳を尊重し合い、地域で誰もが排除されず、自分の役割と居場所をもって、主体的に参加できる社会です。

今回の計画では、多様性の尊重、コロナ禍で再認識した人と人との関わり合いの大切さなどを踏まえ、これまで活動を共にしてきた地域住民・団体等とつながりながら、更に多様な主体による活動や団体と“つながり”“認め合い”“話し合う”『共創』のプロセスを育みます。そして、地域で暮らす誰もが生きがいをもって活躍できる地域づくりをすすめます。

③推進目標と取り組み

第9次計画では3つの推進目標と先導的取り組み、重点取り組みを掲げ、それぞれの項目に沿って事業をすすめていきます。

[推進目標Ⅰ さまざまな個人・団体等とすすめる地域福祉活動の推進]

地域の住民や団体がつながり、それぞれの力を発揮しながら、身近な地域に参加・参画し、支え合える地域づくりをすすめます。

[推進目標Ⅱ 権利擁護・総合相談支援体制の推進～住民として暮らし続けるためのしくみづくり～]

住民と専門職がつながり小さなSOSの発信に気づき、受けとめ、一人ひとりがその人らしく役割をもって生きていくための地域生活支援をすすめていきます。

[推進目標Ⅲ 地域や人への思いを育む土壌を広げる]

「誰もがこの地域に暮らしていて良かった」と感じられるよう、あらためて一人ひとりが自然につながることができる地域づくりをすすめます。

[先導的取り組み 「共創」による「共生のまちづくり」の拠点づくり]

推進目標Ⅰ～Ⅲを横断した取り組みとして、新たな場所や既にある場所を活用しながら、誰もが集まりやすく、新たな価値を生み出す拠点づくりをすすめます。

[重点取り組み 子どもたちと共に創り出す「共生のまち」]

次の地域社会をつくる大きな宝である子どもが地域で多くの人と関わり、多様な経験を積み重ねることができると地域づくりをめざします。

3 令和7年度 事業計画の概要・予算

地域社会においては、不安定な国際情勢が続くとともに、物価高騰による生活への影響はますます大きくなり、困りごとを抱えた人の増加や一人ひとりの暮らしの多様化がすすむことで、より個別的で細やかなサポートが求められてきています。行事やイベント等のさまざまな地域活動についても、コロナ禍前に戻そうとする動きがあるものの、地域活動者やボランティア等の高齢化や後継者不足、自治会や地域団体等の活動縮小等により、その再開が叶わなかったり、以前と同じ活動を行うことの負担増が顕著になっている現状もあります。そのような状況の中、市社協では第9次計画に基づき、だれもが地域の中で「居場所」と「役割」を持ちながら、お互いに認め合うことができる「共生社会」の実現に向けて、地域住民や当事者、関係団体等とますます協働しながら地域福祉活動を推進していきます。

【推進目標に基づいた事業】

① さまざまな個人・団体等とすすめる地域福祉活動の推進

地区社会福祉協議会（以下、地区社協という）をはじめ多様な地域活動者や市民、団体、NPO、企業、専門機関等との連携を積極的にすすめ、つどい場や共生型地域交流拠点づくりに取り組みます。地域支援部署についての市社協体制を強化しながら、だれもが参加できる活動や居場所がたくさんある地域づくりを、地域活動者等とこれまで以上に一緒にすすめていきます。

また、地区社協との協働はもとより、包括連携協定を締結している「コープこうべ」や社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット西宮」、障害当事者やセルフヘルプグループ等、さらに多様な主体との協働を推進します。

☆主な取り組み

- ・つどい場・共生型地域交流拠点等の普及推進
- ・青葉園・ふれぼの通所者をはじめ、当事者の主体的な地域活動参画の促進

② 権利擁護・総合相談支援体制の推進 ～住民として暮し続けるためのしくみづくり～

今年度、西宮市（以下、市）が重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）を本格実施することを受け、市社協ではその一部を受託します。重層事業が示す「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの取り組みを、重層的に（重ね合わせて）展開することにより、市社協および地域におけるこれまでの実践をより拡大させていき、西宮らしい共生のまちづくり、そして真の「共生社会の実現」をめざします。特に「相談支援」として、高齢、障害、児童等の分野を問わず、制度狭間や複合多問題の相談について、市社協内はもちろん、行政や専門機関等とも協働しながら包括的な支援体制づくりに取り組みます。

☆主な取り組み

- ・市社協内の総合相談推進体制の推進
- ・生活困窮者等の居場所づくりや食支援の仕組みづくり

③ 地域や人への思いを育む土壌を広げる

昨年度、「セルフヘルプグループ（当事者活動グループ）」についての情報収集を開始した経過をふまえ、孤立しがちな当事者をグループにつないだり、グループ自身を地域活動等につないでいくなど、当事者が主体者となって活動展開できる取り組みを強化します。

また、社会的孤立や排除を生まない地域づくりをめざして、福祉学習やあいサポート運動などの学びの機会を拡げていきます。

☆主な取り組み

- ・福祉学習と連動したあいサポート運動展開
- ・セルフヘルプグループの組織化支援

【先導的取り組み】

「共創」による「共生のまちづくり」拠点づくり

拠点づくりが地域福祉課題を解決する効果的な取り組みの一つとなるように、それぞれの地域性や課題性に応じながら重点的な展開をすすめます。2年前に市内北部の山口地域に「つどい場 ばんぶー」、昨年には塩瀬地域に「青葉園 はびこ」を開設した経過の中で、それぞれの拠点の活動を充実させていきます。障害のある当事者の地域活動展開はもとより、地域住民を巻き込んだ活動を推進しながら、それぞれの拠点を北部地域の地域福祉拠点としての実体化をめざします。また、他地域での地域拠点づくりについては、新たな建物だけを想定するのではなく、既存施設の活用や、今後、市や他機関が拠点活動等をすすめる取り組み等についても、市社協として積極的な協働をすすめます。

【重点取り組み】

子どもたちと共に創り出す「共生のまち」

子どもたち自身が地域づくりの主体の一員であることを踏まえて、子どもたちの声を聴く機会を大切にしながら、子どもたちが地域に参画する主体者となる取り組みの活動展開をおこないます。また、市社協が長い間、大切に取り組んできた重い障害のある人の地域活動参加、青葉園・ふれぼのの取り組みを基盤にししながら、さらに多様な当事者活動にも視野を広げていきます。

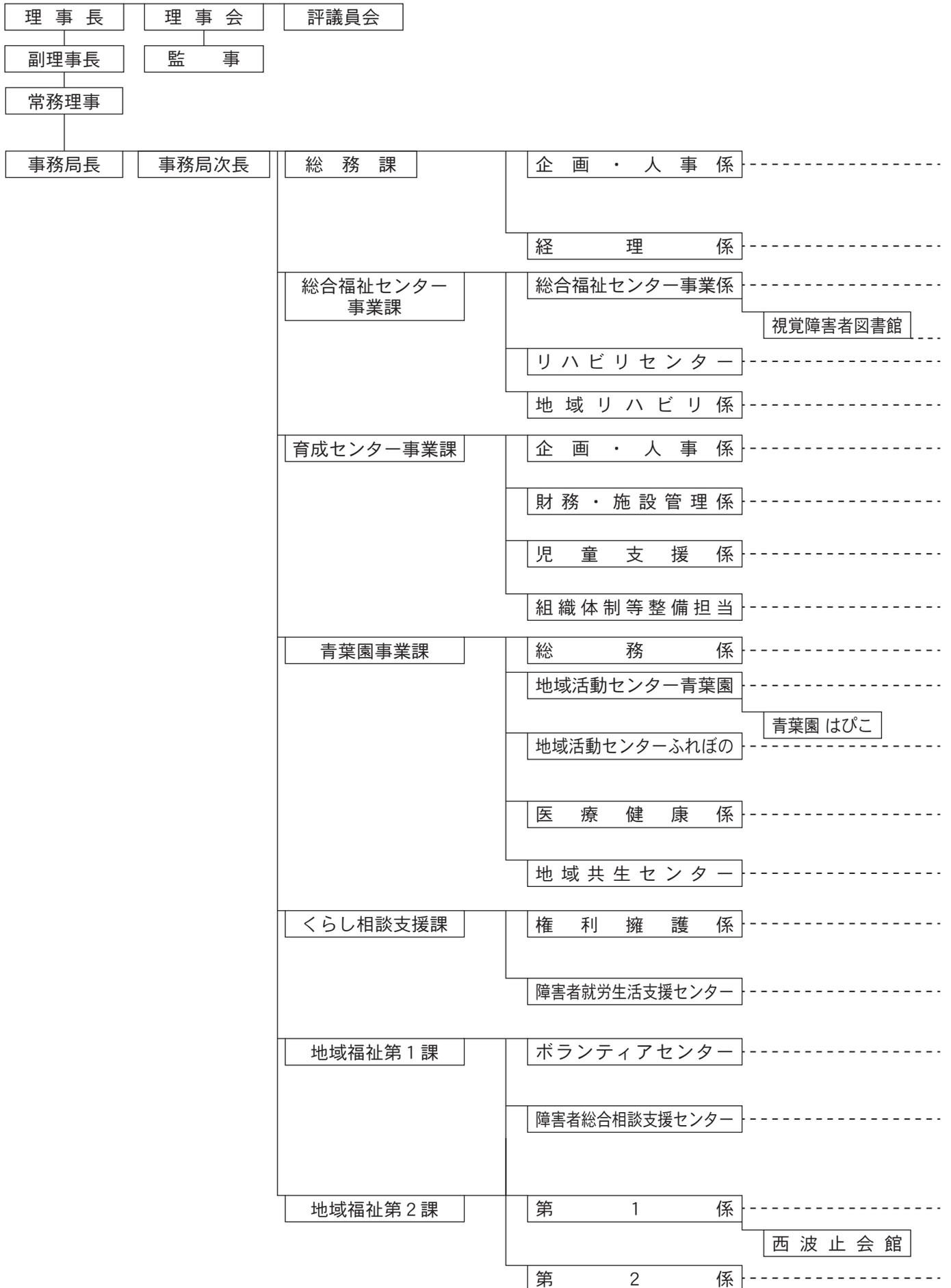
<令和7年度 西宮市社協 資金収支予算>

(千円)			(千円)		
事業収入	予算額	構成比(%)	事業経費(支出)	予算額	構成比(%)
市指定管理料	1,478,232	53%	育成センター運営事業	1,274,669	45.80%
市補助金	388,410	14%	青葉園事業*	508,038	18.26%
市委託料	325,529	11.70%	総合福祉センター事業	335,319	12.05%
介護給付費	320,847	11.53%	小地域福祉事業	321,010	11.53%
利用料等事業収入	80,481	2.89%	本部運営事業*	102,620	3.69%
基金積立金取崩	88,951	3.20%	障害者総合相談支援センター	101,706	3.65%
県・県社協補助金および委託料	36,000	1.29%	障害者就労生活支援センター	60,840	2.19%
共同募金配分金	23,928	0.86%	福祉サービス利用援助事業	34,596	1.24%
法人内資金繰入金収入	19,538	0.70%	共生のまちづくり事業*	17,185	0.62%
その他の事業収入	8,412	0.30%	地域共生館管理運営事業	16,042	0.58%
その他の収入	6,272	0.23%	あいサポート運動	6,222	0.22%
医療事業収入	4,072	0.15%	西波止会館	4,699s	0.17%
寄付金	1,624	0.06%	—	—	—
会費	650	0.023%	支出合計	2,782,946	100.00%
収入合計	2,782,946	100.00%			

(* 内数法人内資金繰入支出) 19,538 0.70%

4 機構図

令和7年4月1日現在



- [(企画・人事係、経理係)] -----
- ①総括事務・経理業務 ②社協全体の企画・調整 ③理事会、評議員会、監査会等
- ④職員の服務、採用関係業務 ⑤入札・契約⑥広報活動 ⑦会員会費制度 ⑧善意銀行
- ⑨役員・職員の研修・表彰 ⑩西宮市赤十字奉仕団]

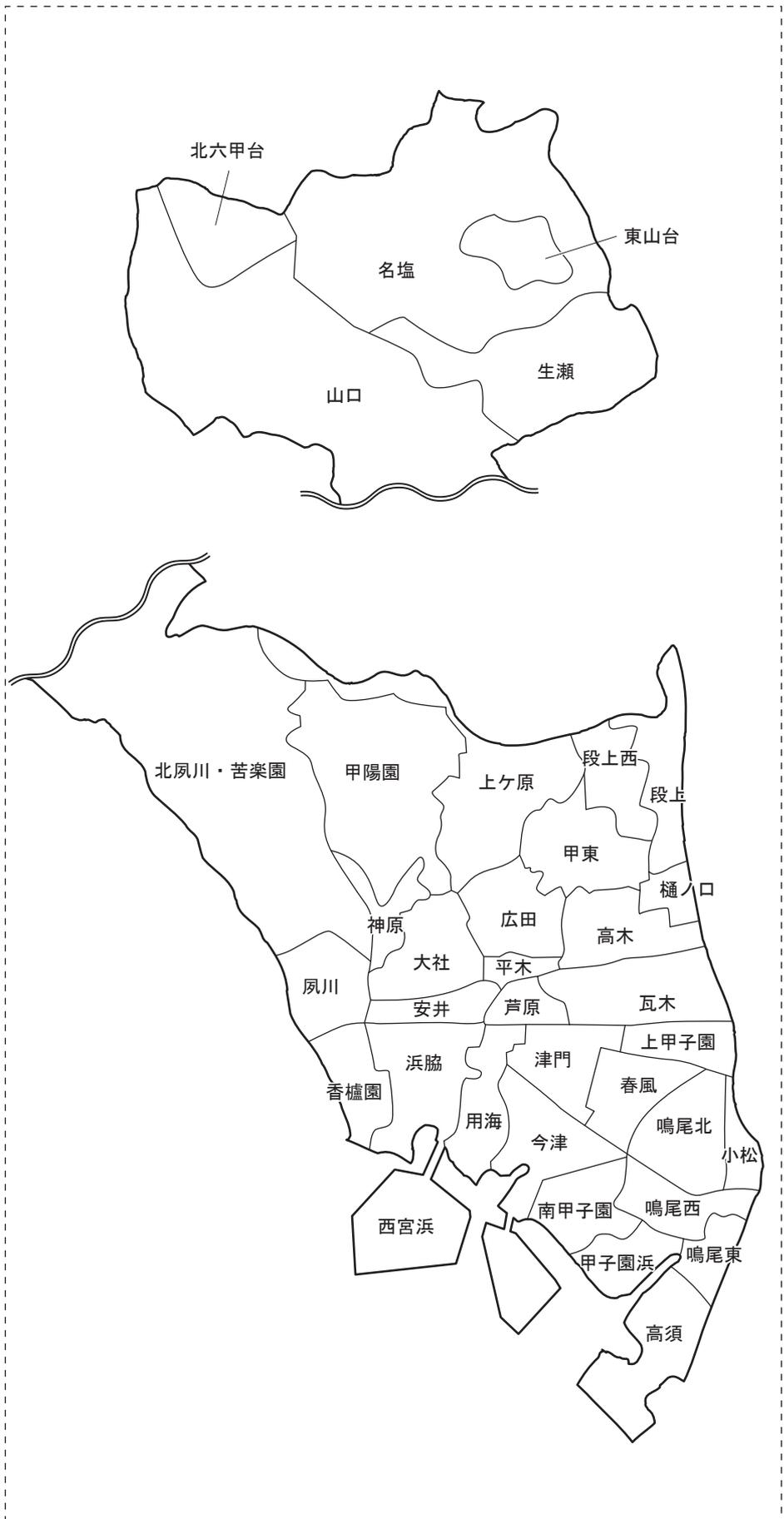
- [①総合福祉センターの管理・運営 ②集会施設、スポーツ施設の管理・運営] -----
- ③文化教養事業、スポーツ・レクリエーション事業の開催 ④視覚障害者図書館の管理・運営]
- [①リハビリセンターの管理運営 ②リハビリセンター事業] -----
- [①指定管理に関する業務 ②予算・決算、執行管理 ③建物・設備整備] -----
- [①地域リハビリ事業 ②総合福祉センターにおける看護業務] -----
- [①指導員の給与事務・労務管理 ②一般臨時指導員登録・雇用事務 ③諸規定・規則の制定・整備] -----
- [①利用児童、家庭への支援 ②利用申請等手続き ③指導員研修] -----
- [①指導員の体制、勤務体系等の改革 ②指導員勤怠システム運用 ③OAシステムネットワーク整備] -----
- [①運営に関する総括事務 ②職員の勤怠管理 ③記録及び広報] -----
- [①通所活動及び事業の推進 ②地域社会参加活動 ③地域自立生活の推進] -----
- [①通所活動及び事業の推進 ②地域社会参加活動 ③地域自立生活の推進] -----
- ④青葉園・ふれぼの通所者の障害者居宅介護・重度訪問介護事業等]
- [①医療支援と健康維持・他医療機関との連携 ②通所者家族等の医療健康相談] -----
- ③あおば診療所の運営]
- [①障害者相談支援事業] -----
- [①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） ②生活福祉資金貸付業務] -----
- ③生活困窮者支援体制強化事業 ④フードバンク受付支援業務 ⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業]
- [①障害者就労生活支援センターの事業運営 ②就労相談・就労準備業務 ③職場開拓業務] -----
- ④職場定着支援業務]
- [①ボランティア活動の普及推進 ②ボランティア養成及び支援] -----
- ③ボランティアに関する相談・コーディネート ④福祉啓発に関すること]
- [①障害者総合相談支援センターの事業運営 ②基本相談支援事業 ③本人活動支援事業] -----
- ④障害者虐待防止センターの一部業務]
- [①地域福祉活動〔地区社協、共生型地域交流拠点、地域のつどい場〕の推進] -----
- ②重層的支援体制整備事業等を活用した地域ワーカー等の配置(地区担当・広域担当・包括化推進員)
- ③子ども・子育て支援事業(子育て支援事業・子ども食堂の運営・支援) ④福祉学習の普及・推進
- ⑤地域向け研修の企画・実施 ⑥在宅認知症高齢者介護者等支援事業(認知症サポーター養成講座等)
- ⑦介護者組織化事業 ⑧西波止会館の管理運営 ⑨共同募金運動(歳末含む)
- ⑩日本赤十字活動資金募集]

5 地区社会福祉協議会 (地区社協) 組織図

西宮市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会会長会議

- 浜脇地区社協
- 香櫨園地区社協
- 安井地区社協
- 用海地区社協
- 今津地区社協
- 春風地区社協
- 津門地区社協
- 芦原地区社協
- 広田地区社協
- 平木地区社協
- 大社地区社協
- 神原地区社協
- 甲陽園地区社協
- 夙川地区社協
- 北夙川・苦楽園地区社協
- 鳴尾西地区社協
- 鳴尾北地区社協
- 小松地区社協
- 鳴尾東地区社協
- 高須地区社協
- 甲子園浜地区社協
- 南甲子園地区社協
- 上甲子園地区社協
- 瓦木地区社協
- 高木地区社協
- 甲東地区社協
- 段上地区社協
- 段上西地区社協
- 樋ノ口地区社協
- 上ヶ原地区社協
- 生瀬地区社協
- 名塩地区社協
- 東山台地区社協
- 山口地区社協
- 北六甲台地区社協



6 広報活動

- 広報紙「しあわせ」の発行 社協活動のPR・情報提供として、年3回全戸配布
- ホームページによる情報発信 URL <https://nishi-shakyo.jp> 随時更新
- SNS等を活用した情報発信 ボランティアセンター：X（旧Twitter）・Facebook・LINE・Instagram
- 「ふくし手帳」の発行 社協活動者に活用していただく福祉関係機関の連絡先等を掲載したスケジュール帳を発行
- 「社協のしおり」の発行 市社協活動事業概要の紹介冊子として、年1回発行

7 善意銀行

【お問い合わせ】総務課 ☎34-3363 FAX35-5500

「福祉に寄与したい」「ともに生きるまちづくりに貢献したい」「人のために尽くしたい」という気持ちは誰もがもっています。

市社協では、善意銀行を設けて、このような一人ひとりの善意を結び、広く福祉のまちづくりを進めていくために活用する『善意の橋渡し』の活動を行っています。

善意銀行には、金銭寄付と物品寄付があり、お寄せいただいた善意（金銭・物品）は、市社協が実施している社会福祉事業や市内の社会福祉施設等で活用されています。

また、兵庫県が制定した“善意の日”の趣旨に添い、普及啓発活動として「善意の日のつどい」を開催しています。



金銭寄付の一例

- 香典返しに代えて
- イベントでの売上の一部
- 文化祭・バザーでの売上の一部

物品寄付の一例

- 未開封の衣類・洗剤などの日用品
- 紙おむつ・車いすなどの介護用品

*保管等が困難な大型の物品は、お受け取りできない場合もありますので事前にお問い合わせください。

8 社協会員会費制度

【お問い合わせ】総務課 ☎34-3363 FAX35-5500

市社協では、多様な団体や個人が、主体的な参加により地域福祉推進のために連携・協働するとともに、会員会費により自主財源の確立を図ることを目的として、社協活動を財政面から支えていただくサポーター（会員）を募集しています。

ご協力いただきました会費は、地域福祉活動を推進するための事業や会員会費制度の普及並びに広報活動に活用されています。

【会員の区分及び会費額】

区 分		会費額
地区社会福祉協議会		年額 10,000円
賛助会員	個人	年額1口 500円
	団体	年額1口 5,000円

*各地区社協が行う賛助会員に関する会費は、地区社協が実施する多様な小地域福祉活動に活用されます。

II まちづくりをすすめる活動・事業

1 小地域福祉活動

【お問い合わせ】 地域福祉第2課 ☎23-1140 FAX23-3910

地区社協は、自治会や民生委員・児童委員、地域関係団体など住民の方々に組織されており、交流の場づくり、見守り・支援活動などの住民相互の支え合い活動を展開しています。

重点的な取り組みとして、地域内の地域活動者・団体、専門機関との連携を深めるため、「地区ネットワーク会議」を設置（令和6年度10地区）し、生活・福祉課題の把握と共有を行い、地域福祉活動と専門機関等が連携した支援の構築や必要な活動の創設に向けた取り組みを推進しています。

また、地域内のつどい場や共生型地域交流拠点、企業、事業所、各団体等とともに、各活動主体がつながりながら、見守り・支え合いの輪を広げています。

(1) 交流活動

住民同士の支え合い、孤独孤立の解消や交流を目的に、ボランティアや民生委員・児童委員が中心となり手作りの交流の場を設けています。

ふれあい昼食会

地域の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象として、公民館や市民館等で手作りの昼食会を実施しています。

- ・実施地区数 26地区
- ・実施箇所数 39カ所



ふれあい・いきいきサロン

誰もが気軽に集える場づくりとして、ふれあい・いきいきサロンを開設しています。

- ・実施地区数 35地区
- ・実施箇所数 76カ所



子育て地域サロン

子育て中の親が子どもと一緒に気軽に集い、仲間づくりができる子育て地域サロンを開設しています。

- ・実施地区数 34地区
- ・実施箇所数 41カ所



介護者のつどい

高齢者の人を介護されている方々が集い、介護者の日ごろの苦労を癒し、今後の活力につなげられる機会となるよう、同じ立場の人同士が語り合ったり、地域活動者との情報交換等を行っています。



各種交流事業の実施

地域の住民の交流を図ることを目的に、夏祭りやスポーツ大会など様々な世代が楽しみながら参加できる交流事業や、地域で高齢者や障害のある人との交流を深めるためのふれあい交流事業、敬老事業などを実施しています。



(2) つどい場・地域の支えあい

つどい場の推進（地域のつどい場推進事業）

自宅開放型、空き家・空き店舗等を活用した「つどい場」等、地域住民が身近につどい場づくりを推進しています。つどい場の開設や活動に関する相談に応じる他、つどい場普及推進研究会や交流会の開催、つどい場のネットワーク化などを行っています。

地域の支え合い活動の推進（共生型地域交流拠点事業他）

地域の高齢者をはじめ様々な方々がつどい場づくりを目的に、地域共生館ふれぼので共生型地域交流拠点としての活動展開を行うとともに、全市での地域の支え合い活動の仕組みづくりを推進しています。

(3) 見守り・支援活動

地区ボランティアセンター（地区VC）（開設一覧 P12）

地区ボランティアセンターでは、「困りごとのキャッチ」、「地域とつなぐ・結ぶ」、「出会い・学ぶ」「寄れる場」の4つの機能の充実をすすめています。そのひとつの活動として、地区ボランティアセンターから独居高齢者等に電話をして、日頃の様子や困りごと等を伺う「見守り電話訪問」を実施しているところもあります。

ふれあい配食

鳴尾地区（4地区）・春風地区で実施。要援護独居高齢者等を対象に、地域内での見守りを目的に、週2回（火・金曜日）の昼食を配食しています。お弁当の調理は、「特別養護老人ホーム シルバーコースト甲子園」に、ご協力いただいています。

また、独自の配食事業として、香櫨園地区ではコープこうべと協働し、樋ノ口地区ではボランティアでお弁当を調理し、配達しています。

(4) 広報・学習活動

地区広報紙の発行

地域福祉活動への理解を深めるとともに福祉情報の提供を図るため、地区広報紙の発行やホームページの作成などの啓発活動を行っています。

各種学習会・研修会

身近な福祉問題をテーマにした各種研修会や学習会の開催、地域内の福祉課題等について話し合う住民懇談会等を開催しています。

(5) 各種ネットワークの推進

大学やNPO法人、企業、事業所、福祉施設、各種団体等と連携してネットワークを推進する事業に取り組んでいます。

- ・協力事業者による高齢者見守り事業
- ・社会福祉法人による地域貢献に関するネットワーク化
- ・大学やNPO法人と連携した地域福祉活動の推進 など

市社協では、地区社協の地域福祉活動に対応して、次のとおり各種事業を行っています。

(1) 地区担当

地域包括支援センター圏域に概ね1人配置し、地区社協との連携を強化しながら、それぞれの地域特性に応じて、担当圏域における多様な活動主体や専門機関・企業・事業所・NPO等とのネットワークづくり、つどい場や共生型地域交流拠点の普及推進、地域資源の開発などを行います。

(2) 広域担当

全市域に3人配置し、広域における組織・団体・企業・施設等とのネットワークづくりを行うとともに、個別課題に対する相談支援機関等との連絡調整及び支援の仕組みづくりなどをすすめています。

地区ボランティアセンター 一覧

(令和7年4月1日現在)

	名 称	開設曜日	開設時間	場 所	電 話
1	浜脇地区VC	火・金	9時30分～12時	浜脇公民館内	26-3166
2	香櫨園地区VC	月	13時30分～16時	香櫨園市民センター内	35-0202
3	安井地区VC	金	13時～16時	安井市民館内	22-5222
4	用海地区VC	月	9時～12時	用海公民館内	26-0803
5	今津地区VC	火	9時～12時	今津二葉老人いこいの家内	32-1850
6	春風地区VC	水	9時～12時	春風公民館内	33-1753
7	つと地区VC	金	9時～12時	津門市民館内	22-0123
8	芦原地区VCふるさと	水	9時30分～11時30分	芦原デイサービスセンター内	63-3023
9	広田地区VCハートフル	火・木	13時～16時	能登運動公園管理棟内	74-3751
10	平木地区VC	週4	10時～17時	お茶の間ぷちだがしやさん内	78-5010
11	大社地区VC “こころ”	水	9時～12時	大社公民館内	71-5130
12	神原地区VC	木	9時～12時	神原市民館内	71-7733
13	甲陽園地区VC	水	9時～11時	甲陽園市民館内	70-0358
14	夙川地区VC	水	9時30分～12時	夙川公民館内	36-6150
15	北夙川・苦楽園地区VC	水・第1金	9時～12時	北夙川小学校内	70-0210
16	鳴尾西地区VC西こだま	火・金	9時～12時	鳴尾小学校内	46-7170
17	鳴尾北地区VC北こだま	火・金	9時～12時	学文公民館内	41-7006
18	小松地区VC小松こだま	火・金	9時～12時	小松デイサービスセンター内	40-6123
19	鳴尾東地区VCひがしこだま	火・金	9時30分～12時	鳴尾東公民館内	49-3315
20	高須地区VC高須こだま	火・金	9時30分～12時30分	高須コミュニティプラザ内	43-0014
21	甲子園浜地区VC浜こだま	金	9時～12時	甲子園浜小学校内	47-7212
22	南甲子園地区VC南甲こだま	月	10時～12時	甲子園地区コミュニティセンター内	41-0834
23	上甲子園地区VC	水	9時～12時	上甲子園公民館内	67-2754
24	瓦木地区VC	水	9時～12時	北甲子園口市民館内	65-0319
25	高木地区VC	木	9時～11時	高木センター内	66-3194
26	甲東VC	火・金	10時～12時	アプリ甲東内	52-5514
27	樋ノ口地区VC	火	9時30分～12時	樋ノ口ふれあい会館	080-6132-3730
		金	9時30分～12時	北瓦木センター	
28	上ヶ原地区VC	水	9時～12時	上ヶ原市民館内	54-5100
29	生瀬地区VCゆずりは21	月・木	9時～12時	生瀬小学校 児童育成センター1階	0797-84-8430
30	名塩地区VC	月・木	10時～13時	塩瀬センター内	0797-61-2627
31	東山台地区VC	金	9時～13時	東山台コミュニティ会館 ナシオンホール内	0797-63-2822
32	山口地区VC	水	9時～12時	山口センター内	078-903-6488
33	北六甲台地区VCぬくもり	火・木	9時～12時	北六甲台安心プラザ内	078-904-4576

(注) 電話市外局番表示のないものは0798、FAXも同番号(27樋ノ口地区VCを除く)

2 ボランティア活動の推進 【お問い合わせ】 ボランティアセンター ☎23-1142 FAX23-3910

だれもが住みやすい社会をめざしてボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の振興を図るため、活動の窓口および拠点として各種の事業を行っています。

利用時間： 月～金曜日 9時～17時30分（祝休日を除く）

(1) ボランティアセンター各種事業

① 講座開催

ボランティア活動に関する各種の講座・研修会等を開催し、ボランティア活動の普及とボランティアの発掘や養成に努めています。（講座：ボランティア講座・災害ボランティア養成講座等）

② ボランティア活動の相談・コーディネート

ボランティア活動に関心のある人や活動を希望する人からの相談に応じ、活動先を紹介し、また、ボランティアに支援を求める人や施設・団体等にボランティアを紹介し、

③ 啓発・広報

ボランティアセンターやボランティア活動の状況を広く広報し、市民の関心を高めるための啓発や情報提供を行います。（ボランティアハンドブックの配布・ボランティアニュースの発行・公式LINE等）



公式LINE

④ ボランティア支援

ボランティアの自主性を尊重しながら、活動がスムーズに行えるよう、次のような支援を行います。

(a) ボランティアグループの例会や活動場所の提供および学習に必要な各種機材の貸出

（スクリーン・プロジェクター・DVD等）

(b) ボランティアグループに対する各種助成金の紹介や受付等

(c) 活動中の事故に備えた「兵庫県ボランティア・市民活動共済」加入等の窓口業務

(d) 「ライオンズクラブボランティア活動奨励基金」を活用したグループの奨励および図書・ビデオや学習機材貸出等

3 福祉学習の推進 【お問い合わせ】 ボランティアセンター ☎23-1142 FAX23-3910

地域住民が自分の暮らすまちに関心を持ち、“生きづらさ”を抱えている人の理解や地域にある生活・福祉課題に気づき、解決へ向けた活動に取り組むための機会づくりとして、福祉に関する様々な学習や体験の場を広げています。

(1) 福祉学習実践支援の推進

① 「小学校教員向け福祉学習ガイドブック」の活用（平成26年4月発行）

② 福祉学習実践支援、福祉体験機器の貸出

市社協と学校が協働し、地域や当事者とともにすすめるかたちで学校での福祉学習開催を推進しています。また、地区社協や各種団体を対象に福祉学習実践メニューを提示し、取り組みを支援します。

あわせて、学校・地域で行う福祉学習に必要な福祉機器や書籍、DVDなどの貸出を行っています。

【貸出リスト】

車いす（大人用）・アイマスク・白杖・疑似体験用具（高齢者、妊婦等）・書籍・DVDなど



地域住民と取り組む小学校の福祉学習（車いす体験）

(2) 地域で取り組む福祉学習事業の推進・支援

地域で当事者と地域住民が一緒に集う「ふれあい交流事業」の実施を支援しています。併せて、「ボッチャ」などを活用した地域交流プログラムの推進を行っています。（市域ボッチャ大会の開催など）

また、当事者と地域住民の相互理解と関係づくりをすすめ、共に地域課題解決へ向けたきっかけづくりとして、各地区で「地区懇談会」を開催しています。

5 認知症に関する取り組み

高齢者を介護している家族の孤立を防ぎ、家族や本人が住み慣れた地域で暮らせるように認知症の啓発や家族会への支援など実施しています。



(1) 認知症サポーター養成講座の開催 【お問い合わせ】 地域福祉第2課 ☎23-1140 FAX23-3910

認知症の正しい知識をもち、地域で認知症の方を見守り支える認知症サポーターを育成しています。
※地域に出向いて認知症について学ぶ講座を開催していますので、開催をご希望の方はご連絡ください。

(2) 若年性認知症交流会「わかみや会」の開催 【お問い合わせ】 地域福祉第2課 ☎23-1140 FAX23-3910

若年性認知症のご本人同士が交流したり、社会参加をする活動の場、また、家族同士が日頃の悩みを話したり情報交換などができる場として、わかみや会を開催しています。

<本人活動日>

日時：毎月第4金曜日 13時30分～16時

場所：西宮市総合福祉センター

<本人・家族交流会>

日時：[偶数月] 第2木曜日 13時30分～15時30分

[奇数月] 第2土曜日 10時～12時

場所：西宮市総合福祉センター

(3) 家族会への支援 【お問い合わせ】 地域福祉第2課 ☎23-1140 FAX23-3910

認知症介護者の会「さくら会」・高齢者介護者の集い「ひまわり会」への活動支援とともに両会と協働し、高齢者福祉の向上をめざした活動を行っています。

6 障害理解啓発事業「西宮市あいサポート運動」

【お問い合わせ】 ボランティアセンター ☎23-1142 FAX23-3910

「西宮市あいサポート運動」とは、障害について知り、共に支えあうまちづくりのための運動です。

障害をはじめ一人ひとりの違いを理解し、日常生活の中でちょっとした手助けをすることができる「あいサポーター」を養成しています。また、社協や地域で気軽に参加できる活動やイベントを通して、お互いが知り合い、人と人が出会うきっかけづくりをしていきます。



くらしを支える相談支援事業

〔福祉相談窓口 一覧〕

下記の各種福祉相談窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。
相談は無料です。秘密は厳守いたします。

相談事業名	内容	相談日	時間		場所・問い合わせ先
障害者総合相談支援センターにしのみや	地域で暮らす障害者の総合的な生活相談・支援	月～金	9時～17時30分	総合福祉センター	本館2階 TEL.37-1300 FAX.34-5858
障害者就労生活支援センター「アイビー」	障害のある方の就労と就労に伴う生活に関する相談・支援	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.22-2725 FAX.22-2724
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理等の支援	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.37-0023 FAX.37-0025
生活福祉資金貸付事業	貸付に関する相談	月～金	9時～17時		本館2階 TEL.37-0010 FAX.22-2020
リハビリ相談	リハビリに関する相談	月～金	9時～17時		本館3階 TEL.34-1015 FAX.34-6763
ボランティア相談	ボランティア活動に関する相談	月～金	9時～17時30分		本館2階 TEL.23-1142 FAX.23-3910

(注) 市外局番はいずれも0798

1 障害者総合相談支援センターにしのみや

【お問い合わせ】 障害者総合相談支援センターにしのみや ☎37-1300 FAX34-5858

西宮市からの委託を受けて「障害者総合相談支援センターにしのみや」を運営しています。

社協の持つ公共性やネットワークを活かして、地域で活動されている方々と連携し、一人ひとりがより自分らしく暮らしていくための相談支援を展開し、だれもが暮らしやすいまちづくりをすすめていきます。

【事業内容】

- ◇ ご本人はもとより、ご家族や地域の方々からのご相談をお聴きします。
- ◇ ご本人の思いを大切に本人中心支援計画のバックアップをします。
- ◇ 「障害者あんしん相談窓口」の拠点事業所として、各相談支援事業所とのネットワークをつくり相談体制の充実を図ります。
- ◇ 地域にお住まいの方たちや各関係団体や機関と連携し、地域での活動拠点や居場所づくりを展開します。
- ◇ 障害者に対する虐待や差別に関する相談をお聴きします。
- ◇ だれもが尊重されるとともに暮らせる共生のまちづくりをすすめるためのセミナーや講演会を開催します。

※北部窓口（ななくさ新生園内）☎078-903-1920 FAX078-903-1753



2 障害者就労生活支援センター「アイビー」

【お問い合わせ】 障害者就労生活支援センター「アイビー」 ☎22-2725 FAX22-2724

障害者就労生活支援センター「アイビー」では、自分に合ったはたらき方を考えたい、何から始めて良いのかわからない、長くはたらき続けたい等、はたらく・くらすについてのご相談をお受けしています。

その方に応じて利用できる制度の情報提供や、企業の見学・体験、職場定着の支援等を行っています。障害のある人の雇用を考えている企業のご相談もお受けしています。

情報交換や仲間作りのために「アイビーみんなのつどい」を開催しています。障害のある方やご家族、企業や支援者など、どなたでも参加可能です。

3 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

【お問い合わせ】 権利擁護係 ☎37-0023 FAX37-0025

日常生活自立支援事業では、兵庫県社会福祉協議会から委託を受け、下表のような支援を行っています。市内で在宅生活をされている認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安のある方が対象です。その方々が地域で安心して生活できるよう、契約に基づき生活支援員が支援します。

福祉サービス利用援助	福祉サービスについての情報提供や利用手続き、苦情解決制度利用のお手伝いなど
日常的金銭管理	福祉サービスの利用料や公共料金等の支払代行、生活費の払い戻しのお手伝いなど
通帳・印鑑・公的書類の預かり	日常的金銭管理を行うために必要な通帳と金融機関への届出印鑑、年金証書等のお預かり

- 利用方法：まずはご相談ください。専門員が訪問し心配ごとや困りごとなどをお聴きします。それに基づき支援計画を作り、支援内容に合意いただいた上で社協と契約を結び、支援開始となります。契約までの訪問調査等は無料ですが、契約後の生活支援員による支援は有料です。

4 生活福祉資金貸付事業

【お問い合わせ】 権利擁護係 ☎37-0010 FAX22-2020

生活福祉資金貸付事業は、低所得者、障害者、または高齢者の世帯に対し、各種資金の貸付と民生委員の適切な助言・指導を行うことにより、(1)経済的自立、(2)生活意欲の助長、(3)社会参加の促進、(4)在宅福祉を図ることを目的としています。

この事業は兵庫県社協が貸付主体となっており、取扱が西宮市社協となっています。

- 貸付種類・・・福祉資金、教育支援資金、総合支援資金
- 貸付額・・・資金の種類により異なります。

1 青葉園

【お問い合わせ】青葉園事業課 ☎35-0013 FAX35-4781

(1) 重い障害のある人たちの生活拠点

青葉園は、市内在住の障害の重い人たちが、このまちでいきいきと暮らしていくための活動拠点です。通所者と職員が一体となって、どんなに障害が重くても地域での自立と社会参加をすすめ、一人ひとりが「その人らしく」よりいきいきと暮らしていこうと、日々活動に取り組んでいます。また、そのことを通じて、誰もがより豊かに生活できるようなまちづくりの一助となることをめざしています。

平成28年4月にオープンした地域活動センターふれぼの、青葉園同様、障害の重い人たちの新しい活動拠点として、館を訪れる様々な人たちと関わりながら、ひとりの市民としていきいきと活動できることをめざしています。令和6年11月には、名塩に青葉園の従たる事業所として青葉園 はぴこがオープンし北部地域に在住の方が通所しています。通所者だけではなく、北部の地域住民の方の拠点となることをめざしています。

(2) 地域の一員として、地域の中で

自分の住む町の中で、地域住民の一員として、様々な関わりを持ちながら暮らしていきたいという思いから、一人ひとりが地域の方々とともに活動を行っています。

市内数カ所の公民館で、近くに住む通所者と職員が数名集まり、地域の方々と活動をすすめていく「青葉のつどい」を日常的に行っています。そして地域の行事（運動会など）や交流会、地区懇談会に参加するなど、一人ひとりが地域社会の一員として活発に活動をすすめています。

また、今後の地域生活の確立をめざして、「自立」に向けての宿泊体験を行ったり、通所者自身が自分の将来について話し合うなど、住み慣れた地域の中で暮らしていくための様々な取り組みを行っています。

(3) 誰もが地域で自分らしく暮らしていくために

地域で様々な生きづらさを抱えている人たちが、住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、必要な相談支援や生活支援を他の関係機関・事業所とも連携しながら行っています。

また、平成28年6月に「あおば診療所」を開設し、障害の重い人が安心して地域生活を送るための医療の基盤となっています。

誰もが地域で自分らしく暮らしていける共生社会づくりをすすめていくため、多様な活動、事業の展開をめざします。



2 地域共生館 ふれぼの

【お問い合わせ】地域共生館 ふれぼの (代表) ☎61-1408 FAX61-1409

みんなで創り出す「共生のまちづくり」のモデル実践の拠点として、ふれぼのから様々な取り組みが生まれて、全市に広がっていくことをめざして平成28年4月に開館。

地域活動センターふれぼのに通所する本人を中心にした「ふれぼのカフェ（地域カフェ）」や「ほのぼの文庫（ミニライブラリー）」などの活動の他、地域住民が参画した体操や多世代交流などのプログラムも展開しています。

地域住民や多様な主体と協働しネットワークを広げながら、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、みんなの居場所としての機能発揮をめざして活動しています。



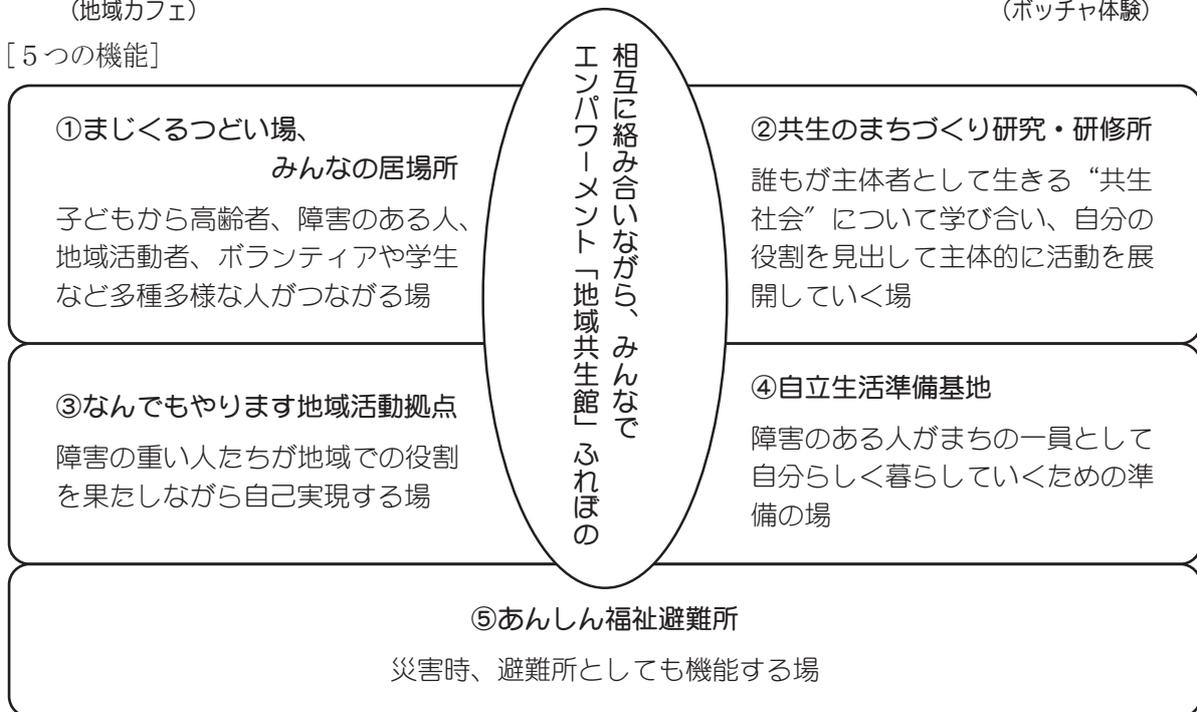
「ふれぼのカフェ」
(地域カフェ)

[場 所] 中前田町1番23号
[開館時間] 月～金曜日 9時～17時
土・日・祝・夜間も事業開催に応じて開館



多世代交流プログラム「ふらっとパーク」
(ボッチャ体験)

[5つの機能]



3 西宮市総合福祉センター

【お問い合わせ】総合福祉センター事業課 ☎33-5501 FAX35-1132

(1) 施設の概要

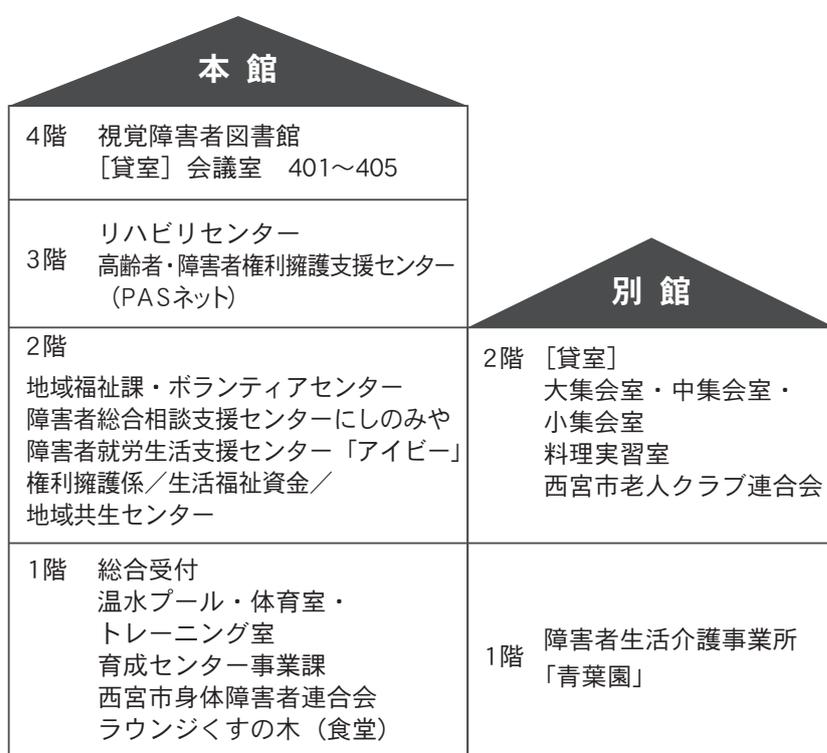
「共に生き、共に学ぶ」という理念のもとに、障害のある人の社会参加を支援し、市民の福祉の増進を図るために設置されました。

市から指定管理者として指定を受け、福祉の向上とふれあいの拠点として運営しています。

開館時間：9時～21時

休館日：毎月第3日曜日（全館設備点検・清掃日）および12月29日～翌年1月3日

体育施設	温水プール（25m・6コース）・体育室・トレーニング室の各施設を個人および団体の利用に提供しています。（木曜日・祝休日の翌日は休業、第3日曜日・年末年始は休館）
集会施設	本館4階の会議室、別館2階の集会室・料理実習室の貸室を登録団体に行っています。（第3日曜日・年末年始は休館）



(2) 障害のある人への各種事業

① スポーツ事業

スポーツを通じて、健康の維持・増進と交流の場づくり・仲間づくりを目的として各種事業を展開しています。

教室	フライングディスク教室・ローリングバレーボール教室・Jダーツ教室・サウンドテーブルテニス教室・初心者卓球教室・ポッチャDAY・ワンポイント体操・水中ウォーキング・ワンポイントスイム・水泳練習会・レクリエーションスポーツ教室・障害者スポーツ体験・福祉学習・運動活動相談 etc
行事	フライングディスク大会・ローリングバレーボール大会・Jダーツ交流会・卓球祭り・水中運動フェスタ・水泳大会・水泳記録会・スポーツの日のつどい・クリスマス会 etc

② 文化教養事業

障害のある人に社会参加の場を提供するとともに、生活技術や文化教養を高めることができるよう体験教室・講座の開催、文化サークルのサポート等を実施しています。

③ 障害者総合案内

障害のある人への相談に関する案内窓口。各種相談やお問い合わせに応じて、専門窓口をご案内します。また、障害者スポーツ活動に関する相談専門窓口をご案内します。

④ 啓発・広報

「西宮市総合福祉センターだより」を年4回発行しています。

⑤ 車いすの貸し出し

介護保険の要介護認定1以下で一時的に車いすを必要とされる人を対象に、概ね2ヶ月を限度として無料で貸し出しています。

(3) リハビリセンター

【お問い合わせ】リハビリセンター ☎34-1015 FAX 34-6763

地域で暮らす身体に障害のある人が自主的に訓練に取り組めるよう、医療専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師）が、その人に合わせたリハビリ支援を行っています。また、総合福祉センター他部門、社協地域福祉課、市内関係機関と連携し、障害のある人の地域生活の充実を図っています。

① リハビリセンターでの事業

医療機関を退院し、在宅となられた18歳以上の「身体障害者手帳」をお持ちの方を対象に、当センター医師の判定をもとにリハビリを開始します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が継続して自主的なリハビリを行えるように専門的な支援を行っています。理学療法ではクラス別訓練、作業療法では創作的活動、言語療法ではグループ訓練等を実施しています。また、福祉用具・装具・車椅子等の相談・助言に対応しています。その他、社会参加を支援するための各種教室や作品展などの事業を実施しています。また、総合福祉センターの各種サークル活動に対する支援を行っています。



② 地域でのリハビリ事業

医療機関・介護保険サービス事業所や各種障害者施設と連絡・連携して、障害のある人の地域生活がより豊かなものとなるようリハビリ支援を行っています。



③ 西宮市医師会診療所との連携

リハビリセンター登録者の各課診察や検診の予約、受付、連絡調整を行っています。



(4) 視覚障害者図書館

【お問い合わせ】視覚障害者図書館 ☎34-5554 FAX34-4124



市内の視覚障害のある人、活字による読書が困難な人を対象に、ボランティアグループの協力を得て、点字図書及び録音図書（テープ、デージー）の製作・貸出サービスのほか、対面朗読、初心者点字教室、スマートフォン体験講習、ボランティア育成等を行っています。また、全国書誌情報ネットワークである「サビエ図書館」を活用した点字・録音図書の相互貸借も行っていきます。

4

留守家庭児童育成センター 【お問い合わせ】 育成センター事業課 ☎36-7127 FAX36-7887

《事業目的》

留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」）は、就労等により昼間、家庭に保護者がいない児童を対象として、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、市が設置している施設です。

《運営主体》

西宮市社会福祉協議会（西宮市の指定管理者として運営）

《利用対象》

小学校1年生から3年生（※1）（障害のある場合（※2）は6年生まで）の児童

※1 令和7年度については、西宮浜・安井・今津・春風・神原・甲陽園・鳴尾北・高須・甲東・段上・段上西・名塩・東山台・山口の14センターで、4年生も受け入れます。

※2 障害のある場合：特別支援学級・学校在籍か、療育手帳又は身体障害者手帳を所有している場合。

《利用申請等》

育成センターを利用するには申請が必要です。原則として、ご利用開始月の前月20日（20日が土曜日、日曜日、祝休日の場合は直前の平日）が締切です。月曜日から金曜日の9時～17時まで、育成センター事業課で受付します（祝休日及び年末年始を除く）。なお、利用にあたっては市で定めた育成料、指定管理者で定めたおやつ代等の実費徴収金が毎月必要です。

《対象施設》

右記の21小学校の53施設

《利用時間等》

- (1) 小学校の授業日・・・・・・・・・・下校時から午後5時又は7時（※3）まで
 - (2) 運動会等学校行事のある土曜日・・・・・・・・下校時から午後5時まで
 - (3) 小学校の休業日（土曜日）・・・・・・・・午前8時から午後5時まで
 - (4) 小学校の休業日（春・夏・冬休み、創立記念日、学校行事による振替休業日等）〈ただし土曜日を除く〉
・・・・・・・・・・午前8時から午後5時又は7時（※3）まで
 - (5) 利用できない日・・・・・・・・・・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ※3 午後7時までの延長利用を希望される場合は、別途申請書類の提出が必要です。
延長利用にあたっては別途料金がかかります。また保護者等の「お迎え」が必要条件となります。

〈育成センターの名称および電話番号〉

名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
西 宮 浜	26-9996	神 原 第 三	31-5186	甲 東 第 三	52-4274
安 井 第 一	35-9622	甲 陽 園 第 一	73-6314	甲 東 第 四	61-1177
安 井 第 二	35-9619	甲 陽 園 第 二	73-8070	段 上 第 一	53-9389
安 井 第 三	78-2711	甲 陽 園 第 三	31-5553	段 上 第 二	31-7411
安 井 第 四	78-5362	甲 陽 園 第 四	31-5566	段 上 第 三	31-7412
安 井 第 五	78-5406	北 夙 川 第 一	71-5253	段 上 西 第 一	51-4795
今 津 第 一	23-1285	北 夙 川 第 二	31-7775	段 上 西 第 二	31-1051
今 津 第 二	31-1218	鳴 尾 北 第 一	49-6176	段 上 西 第 三	31-1333
今 津 第 三	31-1216	鳴 尾 北 第 二	49-6211	上 ケ 原 第 一	52-8371
春 風 第 一	46-4618	鳴 尾 北 第 三	31-2440	上 ケ 原 第 二	52-8636
春 風 第 二	46-4601	鳴 尾 北 第 四	31-2441	上 ケ 原 南	51-8335
春 風 第 三	31-1200	高 須	48-4248	生 瀬	(0797)86-5047
春 風 第 四	78-8880	南 甲 子 園 第 一	40-0086	名 塩 第 一	(0797)61-0169
春 風 第 五	78-8890	南 甲 子 園 第 二	40-6555	名 塩 第 二	(0797)26-8683
広 田 第 一	72-3396	瓦 林 第 一	64-0792	東 山 台 第 一	(0797)61-3503
広 田 第 二	74-0522	瓦 林 第 二	66-2225	東 山 台 第 二	(0797)69-7051
神 原 第 一	72-2840	甲 東 第 一	52-4271	山 口	(078)904-3915
神 原 第 二	31-5185	甲 東 第 二	52-4272		

(注) 電話市外局番表示のないものは0798

5 西波止会館

【お問い合わせ】西波止会館 ☎22-2187 FAX22-2187

西波止会館は、地域福祉活動の総合的な推進を図るために設立され、地域福祉の拠点として市民の皆様に活用いただく施設です。

定期的な活動として民踊教室や卓球教室等が開催され、趣味を通して参加者の方々が交流する場となっています。

また、年に2回市内各地から参加者を募り、囲碁大会を開催しています。

開所日：月曜日～土曜日

時 間：9時～17時

住 所：西宮市西波止町5-18

※運営：浜脇地区社会福祉協議会



V 関連事業（団体事務局）

1 募金活動【お問い合わせ】地域福祉第2課 ☎23-1140 FAX23-3910

(1) 赤い羽根共同募金運動

〈兵庫県共同募金会 西宮市共同募金委員会で開催〉

毎年10月1日から「たすけあい・ささえあいの心」をもとに、赤い羽根をシンボルマークとした運動を展開し、その募金は社会福祉施設の整備や社協が行う地域福祉事業の財源として活用されています。

（歳末たすけあい運動）

新たな年を迎えるにあたり、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことのできるよう、毎年12月に募金活動を行っています。集まった寄付金は、その趣旨に添って西宮市内における様々な地域福祉活動などに活用されています。



(2) 赤十字会員増強運動

〈日本赤十字社兵庫県支部西宮市地区で開催〉

日本赤十字社は「人道」の理念のもと、世界の平和と福祉の増進のため、国内での災害救護活動をはじめ、国際救援活動や救急法・家庭看護法などの講習、また赤十字奉仕団活動や青少年赤十字活動など幅広い活動を実施しています。

また、次の事業も行っています。



● 災害見舞金品の支給

火災、風水害等により被害を受けた市内居住者に毛布・日用品のセットを、また亡くなられた方には弔慰金を支給しています。

● 「西宮市赤十字奉仕団」との連携

赤十字活動の研修、献血の推進活動、救急法等の講習を行い、地域に根ざした赤十字活動を行っています。



2 「西宮市ノーマライゼーション推進協議会」の活動推進

【お問い合わせ】ボランティアセンター ☎23-1142 FAX23-3910

国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現をめざし、昭和56年(1981年)1月に「西宮市国際障害者年推進協議会」が結成され、平成15年(2003年)5月に現在の名称に変更し、西宮市内の医療・福祉関係をはじめとする各種団体で活動しています。

障害があるなしにかかわらず、市民相互の理解を深める機会をつくり、共に生き、共に支える共生のまちづくりの実現をめざしています。

主催事業としては、「にしのみや市民祭り」への参加、障害理解啓発イベントなどを開催し、啓発活動を進めていきます。



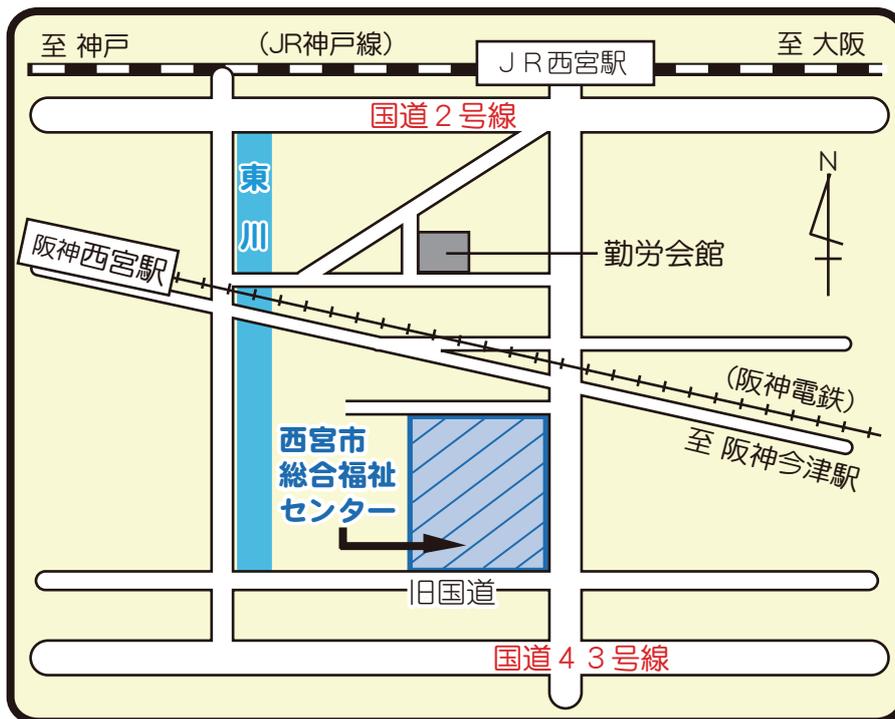
お問い合わせ一覧

	名 称	電話番号	FAX
総務課	企画・人事係、経理係	34-3363(代表)	35-5500
総合福祉センター事業課	総合福祉センター事業係 (総合福祉センター受付)	33-5501	35-1132
	視覚障害者図書館	34-5554	34-4124
	リハビリセンター、地域リハビリ係	34-1015	34-6763
育成センター事業課	企画・人事係、財務・施設管理係 児童支援係、組織体制等整備担当	36-7127	36-7887
青葉園事業課	地域活動センター青葉園	35-0013	35-4781
	青葉園 はぴこ	0797-62-8411	0797-62-8422
	地域活動センターふれぼの	61-1373	61-1374
	地域共生センター	34-7780	23-1030
	医療健康係	31-3130	31-3130
くらし相談支援課	日常生活自立支援事業	37-0023	37-0025
	生活福祉資金	37-0010	22-2020
	障害者就労生活支援センター「アイビー」	22-2725	22-2724
地域福祉第1課	ボランティアセンター	23-1142	23-3910
	障害者総合相談支援センターにしのみや	37-1300	34-5858
地域福祉第2課	第1係	23-1140	23-3910
	第2係(センター)	31-1840	31-1807
	第2係(ふれぼの)	61-1361	61-1409
	西波止会館	22-2187	22-2187
	地域共生館ふれぼの	61-1408(代表)	61-1409

(注) 市外局番は0798

《案内図》

J R 西宮駅 から南へ 徒歩7分
阪神西宮駅市役所口 から東へ 徒歩8分
阪神・阪急今津駅 から西へ 徒歩8分



社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会

〒662-0913 西宮市染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内

☎ (0798) 34-3363

FAX (0798) 35-1132

URL :<https://nishi-shakyo.jp>



この「社協のしおり」は、赤い羽根共同募金の配分金により発行しています。